

別表 光熱・水費の増加等に伴う生活費の改定 令和6年9月1日改定「月額利定用料金表」

利用料（月額）

（単位：円）

対象収入による階層区分		サービスの提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	計
1	150万円以下	10,000	48,760	13,800	72,560
2	150万1円～160万円	13,000	48,760	13,800	75,560
3	160万1円～170万円	16,000	48,760	13,800	78,560
4	170万1円～180万円	19,000	48,760	13,800	81,560
5	180万1円～190万円	22,000	48,760	13,800	84,560
6	190万1円～200万円	25,000	48,760	13,800	87,560
7	200万1円～210万円	30,000	48,760	13,800	92,560
8	210万1円～220万円	35,000	48,760	13,800	97,560
9	220万1円～230万円	40,000	48,760	13,800	102,560
10	230万1円～240万円	45,000	48,760	13,800	107,560
11	240万1円～250万円	50,000	48,760	13,800	112,560
12	250万1円～260万円	57,000	48,760	13,800	119,560
13	260万1円～270万円	64,000	48,760	13,800	126,560
14	270万1円～280万円	71,000	48,760	13,800	133,560
15	280万1円～290万円	78,000	48,760	13,800	140,560
16	290万1円～300万円	85,000	48,760	13,800	147,560
17	300万1円～310万円	85,800	48,760	13,800	148,360
18	310万1円以上	85,800	48,760	13,800	148,360

上表に掲げる金額とは別に生活費の冬期加算(暖房費)として、月額2,150円を11月から翌年の3月まで徴収する。

注1： 上表における「対象収入」とは、前年(利用開始日が1月から3月までの間である場合は前々年)の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

注2： 夫婦で入居する場合には、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合算額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とする。なお、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれのサービスの提供に要する費用徴収月額は、7,000円とする。